

セネガルの海洋保護区における利害関係者分析

ーセネガル共和国・バンブーン海洋保護区の事例からー

平成 22 年編入

派遣先国：セネガル共和国

關野 伸之

キーワード：海洋保護区、利害関係者、NGO、資源管理、セネガル

対象とする問題の概要

新しい公共性の担い手として非政府組織（以下、NGO と略す）の役割が注目されている。FAO の提唱する海洋政策理念である「責任ある漁業のための行動規範」[FAO1995]においても、利害関係者としての NGO の参画（第 4 条）を掲げ、地域の漁業資源管理会議に参画（第 7 条）するよう促しており、資源管理分野における NGO の活躍が期待されている。

調査対象地であるバンブーン共同体海洋保護区（以下、BMPA と略す）は、環境 NGO の強力なイニシアティブにより、2002 年に創設されたセネガル初の海洋保護区である。エコロッジを併設し、エコツーリズムを推進することで、その収益を地域に還元するという実験的な試みが行われている。しかしながら、これまでの調査で、BMPA では、所有・利用・管理において、利害関係者間のレジティマシーが競合しているうえ、科学的知見の不足や社会経済的効果の低さから海洋保護区の存在意義そのものが危ぶまれているということが判明している [關野 2010]。

研究目的

本研究では、海洋保護区の存在および環境 NGO とのパートナーシップをめぐって、地域住民の対立が激化している BMPA において、利害関係者の対立構造を分析し、よりよい海洋保護区のあり方を検討する。

フィールドワークから得た知見について

調査は主に BMPA 周辺の村々で地域住民への聞き取り調査を中心に行った。また、フランス国立開発研究所およびシュック・アンタ・ディオップ大学で文献調査、政府関係機関での聞き取りにあたった。

今年度のフィールドワークでは、利害関係者間の争いの構造に着目することとした。

海洋保護区をめぐる対立にはローカル、ナショナル、



写真 1 村での聞き取り調査

グローバルという3つのレベルがあると考えられる。

ローカルレベルでは、村落間の対立である。河川の伝統的所有権や保護区設置に対する考えの違いといった争点が挙げられる。しかしながら、隠れた対立は村内部にも存在する。S村は人口334人という小さな村であるが、環境NGOとの強いパートナーシップにより環境保全プロジェクトの優先的利益を享受している。「理想は国家もNGOも介入しない、地域住民だけの資源管理」と語る海洋保護区運営委員会の会長I氏(S村)はなぜ、環境NGOとの強力なパートナーシップを築いたのか。住民の話によれば、彼が大病を患ったとき、海外での治療を受けさせ費用を負担したのが、環境NGOのリーダーであるA氏といわれている。村人との軋轢を抱えながらも、あえて環境NGOとの共存を選択したのは、命の恩人という事情もあるのだろう。同様なことは、島嶼に位置するP村の女王(現村長の母親)にもいえる。彼女が象皮病を患ったときに助けてくれたのがA氏であるという。「他の人は誰も私たちを助けてくれなかった。A氏だけが私を助けてくれた」と彼女は強調する。一方、息子である村長は強引な手法をとったA氏を批判する。今回調査を行った6か村のすべての漁師から、海洋保護区の設置について、3ヶ月間のみ試験的閉鎖を行うとの説明を受けたという回答を得た。それが6ヶ月に伸び、さらに1年、そして永久的に閉鎖になってしまったという。当初の説明との食い違いが深刻な対立の根源であるが、同一の村内、家族内でも保護区や環境NGOに対する評価は異なっている。

ナショナルレベルでは省庁間のなわばり争いである。海洋保護区については、国立公園局が事務所を設置し、地元の運営委員会と協力し共同管理を行っている。しかしながら、バンブーンはマングローブ林が存在することから水・森林局も管轄を主張する。これら環境省部局に対し、漁業経済省は海洋法に基づき海岸部の管轄を行っている。世界国立公園会議での宣言以来、国立公園局が海洋保護区の設置・運営管理に関し主導権を握ってきた。しかし、大規模な財政的支援が見込めることから、海洋保護区の管轄をめぐる省庁間もしくは省庁内部での対立が高まっている。例えば、漁業経済省は共同体保護区局を設置し、2010年10月に行われた漁業経済省部局長会議において、共同体保護区局長が海洋保護区の管轄問題について提案し、大臣が「海洋保護区は漁業経済省の管轄案件である」と明言している。一方、環境省内部では水・森林局も水産資源管理部門に権限を拡大しようとしている。現在までのところ、海洋・沿岸部を除く内水面漁業に関しては、水・森林局が管轄権を握っている。

グローバルレベルは、環境保全に対する認識の相違、すなわち科学的な知見がはっきりしていなくても予防策を講じるべきか、住民の生活を重視すべきか、という対立軸が挙げられる。環境NGOは禁漁区域設置による完全な保護を主張する環境保全主義者である。セネガル政府は、海洋保護区ネットワークの推進と、国連ミレニアム開発目標に基づいた貧困削減プログラムとの整合性の問題を抱えている。隣国が自国の水産資源の保護に乗り出し、領有権を主張するようになったなか、自国の水産資源の保全は急務である。しかし、農業が落ち込み、世界経済危機により観光も斜陽化するなか、漁業は貧困削減に欠かせない産業であり、海洋保護区の設置は零細漁民の生活に深刻な影響をもたらしかねない。

現在セネガルで進められている完全な禁漁区域設置による海洋保護区は、利害関係者の思惑を取り込み、紛争を増幅させる装置となる危険性があるのではなかろうか。



写真2 保護区化されたかつての漁場



写真3 手漕ぎ船で漁にむかう漁民

今後の展開・反省点について

今回、大学で文献調査を行ったが、資料の保管状態が悪く必要な情報が入手できなかった。地域住民の主張の源である村々の歴史について、フランスの古文書センターで植民地時代の資料にあたる予定である。

参考文献

FAO. 1995. *Code of Conduct for Responsible Fisheries*. Rome: FAO.

關野伸之. 2010. 「地域のレジティマシーをつくるのはだれか」『環境社会学研究』16:124-138.